

台湾海峡危機で露呈した米国の本音

あいまい 曖昧戦略の米国は尖閣有事に介入するか

樋口 譲次

○ 尖閣諸島有事に米国の軍事介入はあり得るか

1996年、当時のモンデール米駐日大使は、「(中国との)尖閣諸島の帰属に関する実力行使をとまなう国際紛争の場合、日米安保は発動しない」と発言して物議をかもし、わが国では日米同盟の信頼性に対する疑念が広がった。

オバマ政権になって、クリントン国務長官は、2010年9月の前原外務大臣との会談において「尖閣諸島は、日米安保条約第5条の適用対象である」と述べ、モンデール氏の発言を否定する格好になった。さらに、同長官は、2013年1月、岸田外務大臣との会談において、前言に立脚しつつ「日本の施政権を損なおうとするいかなる一方的な行為にも反対する」と明言した。

米国の真意は、どの辺にあるのだろうか。モンデール駐日大使側か、あるいはクリントン国務長官側か、あるいはその双方にあるのか。

外務省は、ホームページで「尖閣諸島に関するアメリカの立場」について次のように説明している。

「尖閣諸島は、第二次世界大戦後、サンフランシスコ平和条約第3条に基づき、南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置かれ、1972年発効の沖縄返還協定（「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」）によって日本に施政権が返還されました。サンフランシスコ講和会議におけるダレス米国代表の発言及び1957年の岸信介総理大臣とアイゼンハワー大統領との共同コミュニケに明示されているとおり、我が国が南西諸島に対する残存する（又は潜在的な）主権を有することを認めています。

・・・

また、米国は、日米安全保障条約第5条の適用に関し、尖閣諸島は1972年の沖縄返還の一環として返還されて以降、日本国政府の施政の下にあり、日米安全保障条約は尖閣諸島にも適用されるとの見解を明確にしています」と。

しかし、以上の説明からは、さらに次の二つの疑問が生じるであろう。

第一に、米国は「我が国が南西諸島に対する残存する（又は潜在的な）主権を有することを認めて」いるが、その「残存する（又は潜在的な）主権」とは、一体何を意味するのか。

第二に、米国は「尖閣諸島は・・・日本国政府の施政の下にあり、日米安全保障条約は尖閣諸島にも適用される」との見解を示しているが、それは尖閣諸島有事に際し、米国が直ちに、あるいは自動的に軍事介入することを意味するのか、という問題である。

外務省で条約局長、欧亜局長、駐オランダ大使を歴任した東郷和彦氏は、著書「歴史認識を問い直す」（角川 one テーマ 21、2013 年）第 1 部「領土問題」第 1 章「尖閣問題」の中で、次のように述べている。

アメリカの対尖閣問題の原則は、尖閣諸島を安保条約第 5 条の適用範囲と認め、これに対する攻撃があれば**日本側に立つという姿勢**を明らかにすると同時に、主権に対しては日中いずれか一方の立場を支持しないという中立の立場（「**主権中立**」）を堅持するという二本の柱である。

しかし、「あの小さな島のために本当に米軍が動くのか、という問題」があり、第 5 条に基づいて米軍が実際に行動するためには、日本が自から国を守る覚悟で行動することが重要で、アメリカ兵だけに血を流させることは許されないこと、そして、日本が先に動いて中国を挑発しないこと、逆論すると、中国が先に動けば米国はその挑発に対し強い態度をとることができるとの二つの条件を挙げている。

また、「主権中立」については、「ニクソン政権は、71 年 6 月の沖縄返還協定調印の際、『施政権の返還』という考え方をはっきりさせるとともに、71 年 10 月の同協定批准の際に議会に対し、『返還は、施政権の返還であって、潜在主権は含まれない』という立場をとった。『主権中立』の考えはこのときから明確にされたのである」と、高原秀介氏の論文「日中関係におけるアメリカの影響」（「京都産業大学世界問題研究所紀要」第 28 巻）を引用して説明している。

つまり、米国は、中国の尖閣諸島に対する武力攻撃に対して、直ちに、あるいは自動的に軍事介入することはあり得ないことを示唆している。また、尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も、わが国の固有の領土であり、主権は一貫して日本にあるとのわが国の立場を容認しておらず、この問題を日中が対決する紛争として残すというのがその基本姿勢であることを指摘しているのである。

実は、米国は、第 1 次台湾海峡危機（1954 年 9 月～55 年 1 月）において、台湾の国民政府が実効支配していた金門・馬祖島や大陳島などの大陸沿岸諸島防衛に関する米国の関与について「積極派」と「消極派」に大きく分かれた。

台湾海峡危機は、中国との全面対決に拡大する恐れのある事態であった。その意味で、尖閣問題と極めて類似している。そのような事態に直面した米国は、台湾側の強い要請を受けて、危機が進行する状況の中で米華相互防衛条約を締結した。

そこで、改めて同条約締結交渉の経緯とそこに盛り込まれた内容を考察することは、尖閣問題の渦中にあるわが国にとって、アメリカの本音とその戦略の特性を見極め、日米同盟の本質を明らかにする上で、極めて今日的意義があるのではないだろうか。

○ 台湾海峡危機に露呈した米国の本音と曖昧戦略

第1次台湾海峡危機は、朝鮮戦争（1950年～53年）休戦の翌年、1954年9月に発生した。

当時、米国は、「アリューシャン列島に連なる『鎖』—日本、韓国、琉球、台湾・澎湖諸島、フィリピン、東南アジアの一部の地域、及びオーストラリア、ニュージーランド—は、中国大陆を囲むようにして繋がっており、この『鎖』こそ、アメリカの考える太平洋地域の安全保障上不可欠なものである。」（U.S. Department of State, Foreign Relations of the United States, 1952-54, P845）との基本認識に立っていた。

このため、米国は、「鎖」の最も弱点と見なしていた東南アジア地域に安全保障の枠組み、すなわち東南アジア条約機構（SEATO）を結成することを優先した。それに引き続いて、米国、日本、韓国、台湾による北東アジア条約機構（NEATO）を結成し、これらを相互的に連結してアジア戦略上の安全保障枠組みを実現させるという構想を持っていた。

この動きに対して、中国は、米国が主導する朝鮮半島から東南アジアにかけての安全保障体制の構築はまだ完成しておらず、それに乗じて台湾に攻撃を仕掛けることによって、米国の東アジアにおける地域戦略の弱点を晒すことができると考えていた。

そして、1954年9月3日、中国は、「台湾解放」の第一歩と捉えていた金門島を砲撃し、「第1次台湾海峡危機」がはじまった。

その後の経緯については、松本はる香「台湾海峡危機[1945-55]と米華相互防衛条約の締結」（日本国際政治学会『国際政治』第118号「米中関係史」（一九九八年五月））に詳細かつ具体的に記述されている。それを参照しつつ、米台両国の対応の経緯を要約して述べてみよう。

中国軍の金門島砲撃に対して米国は、同島付近の米国艦隊を増強するとともに、第7艦隊による台湾海峡警備を強化したが、対応の基本方向を早急に打ち出せずにはいた。

米国統合参謀本部では、危機発生同日、それへの対応が協議され、「（金門・馬祖島や大陳島などの）大陸沿岸諸島の防衛は『重要（important）』であるが、戦略的に見て、台湾・澎湖諸島を防衛するために『死活的（essential）』な存在ではない」とのコンセンサスが形成された。しかし、大陸沿岸諸島防衛に関する米国の関与については「積極派」と「消極派」に大きく分かれた。

当時、米国の軍事専門家の間では、「中国と一戦交えずに、大陸沿岸諸島を防衛することは不可能」であり、「米中戦争を引き起こしてまで、大陸沿岸諸島を防衛する価値はない」というのが一般的な見解であった。

そのような中、統参本部は、いわゆる「積極派」であり、金門島を中国の砲撃によって喪失すれば、台湾の国民党政府（以下「国府」）に致命的な心理的打撃を与えかねないこと、アジア地域における非共産主義国の士気を低下させることなどを憂慮した。そのため、中国の軍事行動に対しては、金門島をはじめとする大陸沿岸諸島防衛に積極的な支援を与えるべきであり、中国大陆への攻撃も辞さずとの立場をとり、核兵器の使用も排除しないと

いう強硬な意見を主張した。

他方、アイゼンハワー大統領は、いわゆる「慎重派」であり、金門島そのものの戦略的価値を統参本部の見積りほど高く評価しなかった。その上で、当面する危機は、限定的な「小競り合い」ではなく、米国が大陸沿岸諸島に介入すれば、米中戦争を誘発するに止まらず、米ソ全面戦争（第3次世界大戦）に発展する可能性があるとして、重大な危惧の念を表明した。そして、大統領は、あくまで非軍事的手段（「国連安保理停戦案」）によって台湾海峡危機を終息させることに固執した。

ダレス国務長官は、「米国が大陸沿岸諸島の防衛に介入した場合、米中戦争、ひいては米ソ戦争に発展する可能性がある一方で、中国の金門島砲撃を中国がアメリカの反応に探りを入れていくという側面から捉えれば、仮にアメリカが大陸沿岸諸島の介入を放棄した場合、中国の軍事行動はエスカレートし、極東地域における韓国、日本、台湾、フィリピンの『反共防衛ライン』が脅かされる可能性がある」と考え、「アメリカは『恐るべきジレンマ (a horrible dilemma)』に立たされている」と述べた。

最終的に、アイゼンハワー大統領は、米国が台湾海峡危機に直接介入すれば、朝鮮戦争以来の大規模な紛争に発展する可能性があることを恐れて、「積極派」の主張を退けた。そして、米国政府は、国連安全保障理事会に台湾海峡危機の解決のための停戦案、すなわち「国連安保理停戦案」を提出することとし、同時に、「国連安保理停戦案」を通じて台湾海峡の「現状維持」（「二つの中国」の固定化）を図ろうとした。

台湾側は、米国の「国連安保理停戦案」は大陸沿岸諸島問題を国連に委ねられるだけでなく、事実上「二つの中国」を生み出し、国府が今後一切「大陸反攻」を行えない条件を作り出すものとして「現状維持」の固定化を受け入れることはできない旨を表明した。

一方、中国は、1954年10月10日、「アメリカが中国の領土である台湾を侵犯しているため、中国は国連にたいしてアメリカの侵略行動を停止させ、台湾・澎湖諸島、およびその他の大陸沿岸諸島における軍事行動を解除し、撤退させることを求める」という主旨の文書を国連に提出して外交戦を展開した。そして、11月に入り、中国は再び大陸沿岸諸島のうちの大陳島に対して大規模な攻撃を開始した。

台湾海峡は再び戦火に包まれ、台湾海峡危機を解決するための「国連安保理停戦案」の準備は中断を余儀なくされた。

大陳島砲撃と同日（11月1日）、アイゼンハワー大統領は、ダレス国務長官及びウィルソン国防長官と緊急に協議し、中国の軍事行動に対して「アメリカは基本的に大陳島をはじめとする大陸沿岸諸島を防衛するため、武力行使を行わない」ことを決定し、台湾海峡近海を警備していた第7艦隊はあくまで「防御」任務に徹することを確認した。また、国府には、中国に対する報復行動を行わないように要請するとともに、中国による砲撃の拡大を防ぐため、国府軍に対して兵站支援を強化する方針を打ち出した。

11月2日の国家安全保障会議（NSC）において、米国は、新たな台湾政策として下記

の3つの原則を決定した。

- ① 国連安保理停戦案提出の有無にかかわらず、米華相互防衛条約締結に向けて米台交渉を開始すること
- ② 米国が米華相互防衛条約締結の意思を国連安保理停戦案の提出以前に、あるいは同時に公表すること
- ③ 国府に国連安保理停戦案の内容を認めさせるとともに、**米華相互防衛条約の「適用範囲」に限定を加えること**

米華相互防衛条約の締結交渉は、台湾側の建議（イニシアティブ）によって、1954年11月2日に開始され、12月1日の締結まで9回に及んだ。

特に、③の「適用範囲」については、米華相互防衛条約締結交渉において両国の主要な争点の一つになったところであるが、米国は、台湾の対中軍事力行使に対して厳しい制限を加えるという方針を打ち出した。

米国は、米華相互防衛条約を反共防衛ラインの一部を形成すると戦略的な意味合いで捉えるとともに、あくまで、台湾海峡危機を終息させ、台湾海峡の安定を図るものと見なしていた。そして、本条約があくまで米台両国が協力して「防衛」に専念するための条約であり、国府が「大陸反攻」を行うことを許さず、中国から受けた攻撃には報復措置を行わないことを締結の条件と考えていた。

他方、国府（台湾）には、米華相互防衛条約の締結によって国府の正統性を認めさせ、国際的地位を高めようとの思惑があった。その上で、米国の支援なしに「大陸反攻」は為し得ないとの認識の下、「大陸反攻」に固執せず、また、その意思はないことを強調しつつも、条約の条文にそのことを明示することは避けるべきであると主張した。

明文化することによって、国府が中国の軍事力に屈服した印象を与え、国府（軍）の士気を低下させるのみならず、中国の軍事行動をさらに助長させることを懸念したからである。

この結果、米台両国は条約が「防衛」に専念することを認め、また、国府の強い要請を受け入れて、「大陸反攻」を行わないという趣旨の文言を盛り込むことは避けるとの決定を行った。

米華相互防衛条約締結交渉の最大の焦点は、前述の通り、防衛条約の「適用範囲」をどのように規定するかにあった。

米国は、太平洋地域の安全保障上不可欠な「鎖」の一部として、「台湾・澎湖諸島」を「死活的」として位置付け、「台湾・澎湖諸島」の安全保障が脅かされることになれば断固として戦う意思があることを国府側に示した。しかし、「台湾・澎湖諸島」以外の地域、つまり、金門・馬祖島や大陳島をはじめとする「大陸沿岸諸島」防衛への関与については、中国をいたずらに刺激し、さらには米中軍事対決に発展する可能性を懸念して、あくまで消極的であった。

結局、1954年11月2日の米国家安全保障会議（NSC）において、「適用範囲」はあ

くまで「台湾・澎湖諸島」とし、「大陸沿岸諸島」への対応については、「曖昧 (fuzzing up)」にしておくのが望ましいとの結論に達した。「中国が大陸沿岸諸島を攻撃した場合、アメリカがいかにかに反応するか共産中国を疑心暗鬼にさせておく」ことを、米国政府は狙った。つまり、米国は、「適用範囲」を曖昧あるいは柔軟にすることによって、中国へのいたづらな挑発を避けると同時に、中国の軍事行動を牽制しようと試みたのである。

これに対して、国府側は、中国にとって大陸沿岸諸島が「台湾解放」を実現するための「足掛り」として戦略的に重要な価値があることを強調し、その防衛の重要性を主張した。

最終的には、「適用範囲」に「大陸沿岸諸島」を明記しない代わりに、「(「台湾・澎湖諸島」以外の) **その他の領域 (other territories)** についても適用される」との文言を付け加えた。大陸沿岸諸島も「適用範囲」に含まれる可能性があることを示唆する表現とすることによって、米台相互の合意が成立するに至ったものである。

○ 米国の「恐るべきジレンマ (a horrible dilemma)」とわが国の防衛

米華相互防衛条約締結交渉を通じて露呈した米国の本音と採用した戦略は、尖閣諸島有事における米国の対応を想定する上で、きわめて例示的である。つまり、尖閣諸島有事に際して、米国には「恐るべきジレンマ (a horrible dilemma)」があり、「尖閣諸島に関するアメリカの立場」には、そのジレンマが内包されているとは言えないだろうか。

米国は、尖閣諸島防衛への介入によって中国との全面的な軍事衝突に拡大することは何としても回避したい。

一方、中国の尖閣諸島への攻撃を黙認し、あるいは介入を完全に放棄すれば、中国の軍事行動はエスカレートし、東アジアにおける日本、台湾、フィリピン、ベトナムなどの安全保障が脅かされるとともに、各国との同盟の信頼性を著しく損なうことへの懸念がある。

その結果、米国は、「(中国との) 尖閣諸島の帰属に関する実力行使をとまなう国際紛争の場合、日米安保は発動しない」(モンデール元駐日大使)。一方、中国が尖閣諸島を攻撃した場合、アメリカがいかにかに反応するか中国を疑心暗鬼にさせておくため、「尖閣諸島は、日米安保条約第5条の適用対象である」(クリントン国務長官)として、「適用範囲」に「曖昧 (fuzzing up)」性や柔軟性を持たせることによって、中国へのいたづらな挑発を避けると同時に、中国の軍事行動を牽制しようと考えていると見て間違いなからう。

当初の問題設定に戻れば、米国の真意は、モンデール元駐日大使とクリントン国務長官の双方にあり、いずれも米国の立場を表明しているとは言えるのではないだろうか。

では、わが国の防衛は、どう在らねばならないのか。

① 領域 (沿岸) 警備、特に国境防衛を強化せよ

わが国では、尖閣諸島有事に際して、米軍への来援期待度が大きい。しかし、尖閣諸島は日米安保条約の「適用範囲」であるとの見解は、あくまで米国の曖昧戦略上の立場を表明しているに過ぎないと見るのが自然で、尖閣諸島有事に「アメリカが助けに来てくれる」と安易に考えるのは、いかにも早計である。

もとより、尖閣諸島の防衛は、国境の防衛であり、寸土たりとも譲れない日本の領土主権にかかわる問題であるが、わが国では、その意識が希薄で、自助自立の体制も不十分である。

諸外国の沿岸（領域）警備のあり方は、安全保障あるいは国防を第一義的に捉え、その役割を準軍隊である国境警備隊か正規軍（国防軍）に担わせている。

わが国では、戦前、沿岸防備については海軍が担任していた。しかし、戦後、占領軍の非軍事化（非武装化）・弱体化政策によって、陸海軍はことごとく解体され、安全保障あるいは国防の機能が極度に制限された。

その戦後体制は今日までなお続き、沿岸警備は、一義的に「海上の安全及び治安の確保」を任務とする海上保安庁が対応することになっているため、ただ単に警察機能（活動）として捉える傾向が強い。

中国は、歴史的にも国際法上も疑いのないわが国固有の領土である尖閣諸島を、実力によって実効支配の実績作りを本格化させている。この中国の一方的で、無法な挑戦を断固として払い除けるには、沿岸（領域）警備、特に国境防衛の強化は、もはや避けて通れない。

そのためには、海上保安庁の組織規模や装備を強化し、準軍事組織に制度変更するか、「領域警備法」を制定して自衛隊に領域（沿岸）警備の新たな任務を付与するか、あるいはその二つを同時並行的に行なわなければならない。

そして、国境の島には、普段から一定の部隊を配置することを基本として、平時から有事に至る隙のない領域（沿岸）警備・国境防衛の体制を、米国に頼らず自ら確立することが優先すべき課題ではないだろうか。

② 防衛力を増強し、自国防衛により主体的に取り組め

中国やインドなどの飛躍的な台頭によって、米国の地位とパワーが相対的に低下して行く傾向は、米国国家情報会議「GLOBAL TRENDS 2030」も予測する通り、否定し難い世界的な潮流と見られている。

米国は、中国の覇権拡大にともない、リバランシング（rebalancing）あるいはピボット（pivot）によってアジア太平洋地域を重視した戦略態勢の強化に努めている。

しかし、今年3月から発効した「歳出強制削減」によって、米国防予算は10年間で約5千億ドル（約46兆円）の大幅な削減を求められており、アジア太平洋地域における戦力増強やその運用を縮小せざるを得ない事態に追い込まれている。

ヘーゲル米国防長官は、7月30日の国防総省における記者会見で、『米議会が強制削減の見直しを行わなければ、海軍の空母11隻のうち最大3隻が運用停止になる』と述べて、即応戦力の維持に強い危機感を示した。（8月2日付産経新聞）

国防総省の強制歳出削減にともなう「戦略的選択・管理の見直し」と題する報告書では、陸軍54万人（2013年2月現在）が削減目標の49万人よりさらに7万人少ない42万員に削減されるなど、大規模な削減計画があることを明らかにしている。

わが国を取り巻く安全保障環境は、中国の脅威が増大する一方で、同盟国アメリカの地位とパワーが相対的に低下し、アジア太平洋地域におけるプレゼンスや即応態勢に重大な懸念が表明されるなど、一段と厳しさを増している。

そのような中、わが国の安全保障・防衛体制の強化は必然の要請であり、「自分の国は自分の力で守る」の基本原則を再認識し、防衛力を大幅に増強して、自国の防衛に主体的に取り組むことが何よりも重要である。

わが国の防衛努力は、防衛費の対GDP比0.8%という数字が示すように、列国と比較して極めて不十分である。

主要国の国防費（2010年度）は、対GDP比にして、米国4.6%、中国2.2%、ロシア5.3%であり、英国、ドイツ、フランスは平均して概ね2%である。（平成24年版「日本の防衛」）

わが国は、今後ますます強まる中国からの一方的な軍事的挑戦を確実に抑止し、自国の「生存と安全」を確保しなければならない。そのためには、安倍政権下で今年末策定予定の新「防衛計画の大綱」において、欧米列国並みに「防衛費を10年間に倍増（対GDP比2%に）する」との大胆かつ明確な方針を打ち出すことが、最もその目的達成に資することになるのではないだろうか。

③ 日米同盟の深化と関係諸国との安全保障・防衛協力の強化を図れ

日米同盟を維持し、それを有効に機能させるためには、①価値・目的の共有、②負担の共有、③リスク（危険）の共有、そして④利益の共有の4要件が不可欠である。

「思いやり予算」を中心とする接受国支援（HNS）によって、わが国の②負担の共有は、一定の成果を上げている。しかし、いま論議されている集団的自衛権の問題は、これまでわが国が一方的に同盟による④利益の恩恵を受けながら、③リスク（危険）の共有を避けてきたことにある。

同盟関係は、日本が自から国を守るために必死の覚悟で行動することが大前提であるが、同時に、①価値・目的および④利益を共有するため、同盟国とともに血を流す覚悟が無ければならない（③）。自ら血を流す覚悟のない国を、同盟国の米国とて、一方的にアメリカ兵だけに血を流させてまで守る義務はないのである。

日本の安全保障・防衛戦略は、わが国の政治や国民意識の現状を踏まえると、当分の間、米国の拡大抑止（「核の傘」）への依存なしには成り立たないであろう。

わが国は、「自分の国は自分の力で守る」を基本として、格段の防衛努力を行うとともに、集団的自衛権の問題を早急に解決しなければならない。

同時に、日米首脳会談や「2+2」の場で拡大抑止を両国の公式テーマとして取り上げ、ガイドラインの見直しを通じて共同の核抑止戦略を構築し、共同作戦計画の作成、日米共同調整所の常設など、米国の拡大抑止の信頼性を高める方策の具現化が急務である。

他方、米国は、下図の通り、極東（アジア太平洋地域）だけでも、日本、韓国、台湾、フィリピン、タイ、オーストラリア、ニュージーランドとの間で安保条約や相互防衛条約を締結している。極東（アジア太平洋地域）有事の際には、これらの国との同盟上の義務を果たさなければならない。



その米国が、それぞれの同盟国と中国等との間で抱える島嶼等の領有権問題に対して「主権中立」の姿勢をとり、軍事介入の言質を与えることを回避しつつ、曖昧戦略によって同盟上の義務を果たそうとする立場を選択せざるを得ない事情は、全く理解し難いことではないであろう。

したがって、わが国は、尖閣諸島などの有事に際し、自国の領土や主権を守るための力と態勢は自ら整備しなければならないのである。その上で、米国の曖昧戦略を有効に機能させるためにも、米国が現実的に介入する条件や可能性を作為し、それを顕示して中国の軍事行動を牽制する主体的な取り組みが必要である。

すなわち、日米ガイドラインを基に、両軍の第一線レベルにまで至る共同作戦調整所や共同作戦規定を整備し、例えば尖閣諸島防衛を想定した共同演習・訓練を目に見える形で

実施するなど、日米同盟をさらに深化してその実効性を高め、わが国の抑止力の強化に万全を期さなければならない。

一方、中国の海洋戦略は、尖閣諸島の略取に止まらない。尖閣諸島は、あくまで中国の海洋進出の前哨戦であって、対米核戦略上の確実な報復戦力（第2撃力）としてのSSBNの潜伏海域を南シナ海に確保しながら、目標は第一列島線そして第二列島線の海域を支配し、西太平洋からインド洋にわたる地域に覇権を確立することにある。この中国の覇権的拡大に対抗して、その挑戦を抑止できるのは米国を措いて他にない。

米国は、前述の通り、極東（アジア太平洋地域）有事の際には、多くの国との間の同盟義務を果たさなければならない。

わが国は、「日米安保中心主義」によってわが国の安全保障・防衛を果たそうとしているが、米国の広範多岐にわたる同盟義務を考えた場合、極東（アジア太平洋地域）有事に多方面に分散して支援せざるを得ない米国の軍事力に大幅に依存する安全保障・防衛体制は、すでに成り立たなくなっていると考えざるべきではないか。

敢えて付け加えれば、本地域の主要国であり、世界第3位の経済大国である日本が、いまだに「日米安保中心主義」の安全保障・防衛政策を掲げること自体、もはや滑稽を通り越して、恥ずべきであるといわれても致し方ないのではないか。

むしろ、これから米国の地位とパワーが次第に低下する趨勢を踏まえるならば、日本は自らの防衛に主体的に取り組むのは当然であり、さらに、極東（アジア太平洋地域）における米国のコミットメントを後押しする責任ある役割を求められている、と強く認識しなければならないのではないだろうか。

中国の戦略は、西太平洋を焦点として、北極海からインド洋の広域に及ぶ壮大かつ息の長いものであり、日本が独力でこれに立ち向かうことは困難である。

わが国は、米国との同盟を堅持しつつ、台湾及びフィリピン、ベトナムなどのASEAN諸国、オーストラリア、インドなどとの戦略的連携が欠かせない。

特に、台湾の帰趨は、わが国に死活的影響を及ぼすことから、日本版「台湾関係基本法」を制定して、平時から安全保障・防衛協力を行なうなど、日米安保体制を基軸として、中国による「力づくでの挑戦」を受けている周辺諸国との連携を一段と強化できるか否かが、今後のわが国の「生存と安全」を左右する重要な鍵となるのは間違いなからう。